

とうしん

T O N O S H I N K I N B A N K

年金定期

取扱
期間

令和8年

4月1日

水



令和9年

3月31日

水

1年もの
スーパー定期

店頭表示
金利*

プラス

年

0.15%

(お利息には20.315%の税金がかかります。
ただしマル優をご利用の場合は非課税となります。)

お預け入れ金額

お一人さま

500万円以内

*最新の店頭表示金利については
ホームページまたはお近くの窓口
にてご確認ください。

ご利用いただける方

当金庫で公的年金を受給されている方
当金庫で新たに公的年金を受給される方

お取扱店

年金振込のご指定をいただいている店舗
(お一人さま1店舗に限ります)

お預け入れ金額

お一人さまにつき上限500万円
(取扱期間にかかわらずお一人さまにつき上限500万円)

ご預金の種類

証書式1年もの元金自動継続定期預金

※中途解約された場合は、所定の中途解約利率が適用されます。
※満期日に当金庫で年金のお受取りを確認できない場合は、自動継続を停止させていただきます。
※この預金は預金保険制度の対象商品であり同保険の範囲内で保護されます。

遺言信託

たいせつな遺産をたいせつな方に
バトンタッチするために



相続は、多くのお客さまにとって避けては通れないものです。仲の良い家族の間でも相続の話題はデリケートで、無意識のうちに避けてしまう傾向があります。

当金庫では円満な家族関係を維持していくためにも、円滑に相続を進められる準備をしておくことが、とても大切だと考えております。

当金庫では、大切な財産を大切な方に引き継いでゆくお手伝いをさせていただくために、遺言信託のスペシャリストである株式会社 朝日信託(以下、朝日信託)と業務提携いたしました。朝日信託では遺言書の作成から保管、遺言執行までを所属する弁護士・公認会計士・税理士がトータルにサポートしております。

遺言の必要性

大切な遺産がお客さまの考えている通りに受け継がれてゆくためには遺言が必要です。遺言がない場合には、お客さまの遺産は民法によって定められている法定相続を基本として、相続人全ての合意のもとに作成される遺産相続分割協議書によって分割されることとなります。この分割協議や分割手続は相続人にとって大きな負担になるだけでなく、場合によっては大きなトラブルになってしまいます。円滑な相続を実現して、良好な家族関係を維持するためにも遺言はとても大切で、有効なものです。

遺言信託とは

お客さまの意向を最大限に尊重して、法定遺留分の問題や、相続税問題を考慮した遺言を公正証書で作成いたします。相続が開始となるまでは遺言書の保管と管理をし、相続開始後は相続人へ遺言書を披露した上で遺産を調査し、財産目録を作成して遺言に定められたように遺産を分割して、各相続人に分配いたします。

遺言信託を利用すると良い方

- 特定の相続人に特定の財産を相続させたい方
- 法定相続分どおりの相続ではなく、実情に合わせた合理的な相続をさせたい方
- 法定相続人以外にも財産を残してあげたい方
- 円満で円滑な相続を実現し円満な家族関係を維持したい方

遺言信託の流れ

